

令和5年3月17日

カーター記念黒部名水マラソン実行委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町9番地3

TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744

〔連絡先〕金沢合同法律事務所

弁護士 渡邊 智美

〒920-0931 金沢市兼六元町9-40

TEL : 076-221-4111 FAX : 076-221-4994

## 質問書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人からの令和4年11月24日付申入書に対する、貴事務局からの令和4年12月21日付「申入書への回答について」（以下、回答書と略します。）と題された書面を拝受しました。当該書面に記載された申込規約の改定案を検討させていただきましたが、一部、条項の趣旨を確認すべき箇所がございましたので、ここに質問書を送付いたします。つきましては、本質問書に対する貴事務局のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

本質問書に対する貴事務局からのご回答の有無及びその内容等については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

### 第1 質問の趣旨

新7項の「対応」の意味につき、明らかにすることを求めます。

## 第2 質問の理由

回答書において新6項から8項として定められている規定を一体としてみたとき、大会開催中に生じた「傷病」・「事故」・「紛失」については、次のように扱われることとなります。

傷病：主催者は応急処置に限り対応し（新6項）、主催者に故意または重大な過失がある場合に限り対応し（新7項）、補償は主催者に故意または重大な過失がある場合を除き主催者が加入した保険の範囲内に限られる（新8項）

事故：主催者に故意または重大な過失がある場合に限り対応し（新7項）、補償は主催者に故意または重大な過失がある場合を除き主催者が加入した保険の範囲内に限られる（新8項）

紛失：主催者に故意または重大な過失がある場合に限り対応する（新7項）。

しかし、新7項の「対応」という趣旨は、主催者が損害賠償責任を負う趣旨なのか、それ以外の趣旨なのか、意図するところが不明であります。とりわけ新6項が傷病の場合には応急措置に限り「対応」としており、新7項でも「対応」の文言が用いられているため、この2つの「対応」はどのような意味なのか、また両者は同じ意味なのか否か、不明であります。

従いまして、新7項の「対応」の意味につき、主催者が責任を負う趣旨なのか、あるいは別の趣旨なのか、ご説明いただきますよう、お願いいたします。

なお、消費者契約法3条1項1号では事業者に対し、消費者契約の条項を定めるにあたって、条項が解釈において疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易なものになるよう配慮することを求めています。この観点からは、新7項は疑義が生じる不明確なものと言えますので、貴事務局におかれましては、文言の再修正もご検討下さい。

以上